

# 令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託先公募要領

## 1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う外国人介護人材マッチング支援事業の実施に当たり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者には業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

## 2 委託業務の名称

令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 委託契約限度額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

## 5 委託業務の内容

別紙1「令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 6 応募資格

本事業に関する応募者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

なお、コンソーシアムで応募する場合、「次に掲げる要件を全て満たす」とは、(1)から(5)については、当該コンソーシアムを構成する全ての法人がその要件を満たし、(6)については職業紹介を行う全ての法人、(7)については、当該コンソーシアムを構成する一以上の法人がその要件を満たすことをいう。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以

下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(6) 職業安定法(昭和22年法律第141号)に規定する職業紹介事業の許可を有する法人であること。

(7) 在留資格に関する豊富な知識及び外国人材の日本での受入に関する十分な実績があること。

## 7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別紙2に定める評価基準により、静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託選定委員会の委員が審査し、決定する。

## 8 事前説明会の開催

(1) 開催日時

令和8年4月22日(水) 午後3時00分から4時00分まで

(2) 開催方法

WEB会議システムを利用したオンライン開催

(3) その他

参加希望者は、件名に「令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託 事前説明会参加申込」、本文に法人所在地、法人名、担当者名、電話番号、FAX番号を記入したメールを、令和8年4月21日(火)正午までに介護保険課メールアドレス(kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp)宛て送付すること。

申込受付後、当日の資料等をメールにて送付する。

## 9 応募方法等

(1) スケジュール

令和8年4月16日(木)	県ホームページ掲載
令和8年4月22日(水)	事前説明会の開催
令和8年4月30日(木)	参加表明書の提出期限
令和8年5月14日(木)	企画提案書の提出期限
令和8年5月21日(木)	プレゼンテーション
令和8年5月22日(金)	選定結果の通知

(2) 企画提案の参加申込み

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2。コンソーシアムの場合は様式3及び3-2も必要）並びに付属書類を令和8年4月30日（木）午後4時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式4）を令和8年5月13日（水）正午までに提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。（ただし、令和8年4月30日（木）は午後4時までとする。）

イ 提出先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課介護人材班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (7) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。
- (8) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (9) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(7) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は自由であること。
- b 仕様書第6「事業内容」において示している提案事項①～⑦について、どのような手法で展開し実施運営していくのかについて、図表等を用いて分かりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A4判を基本とすること。

(8) 提出部数等

提出部数は7部とする。

(9) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 提出した企画提案書の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ静岡県が変更を認めたときはこの限りではない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。  
また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(10) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

## ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式5）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式5-2）、見積書（様式6）（各7部とし、企画提案書以外については、6部は写しで可とする。）

※コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式3-3）

（ただし、コンソーシアム協定書（様式3-3）は、委託契約締結時の提出でも構わない。その場合、提出書類提出時において、委託契約締結時に提出する旨を申し出る。）

### (7) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

### (4) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託（実施）した都道府県若しくは市町等の外国人介護人材の確保に係る業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。また、都道府県等の業務の受注実績以外で同様の事業を行っている場合は任意様式により記載すること。

## イ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和8年5月14日（木）は午後4時までとする）。

ウ 提出期限 令和8年5月14日（木）午後4時まで（必着）

## エ 提出先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課介護人材班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

## 10 審査

### (1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和8年5月19日（火）正午までに電子メールにて通知する。

### (2) プレゼンテーション

実施日：令和8年5月21日（木）

方 法：対面又はオンラインで実施

※開催日、プレゼンテーション開始時間、会場等は、後日通知する。

ア 1提案当たりのプレゼンテーションの時間は25分（説明15分、質疑10分）とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

※プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

### (3) 審査

静岡県外国人介護人材マッチング支援事業企画提案仕様書業務委託先選定委員会の委員が審査する。

11 選定方法

令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託企画提案の評価基準（別紙2）による。

12 選定結果の伝達方法及び説明

- (1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。
- (2) 説明は、電話又は来庁面会による。

13 その他

- (1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結は契約書による。
- (4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、県に帰属する。
- (5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

14 問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課介護人材班  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階  
電話：054-221-2084  
FAX：054-221-2142  
e-mail：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

## 令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業企画提案仕様書

### 第1 事業名

令和8年度静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託

### 第2 事業目的

高齢化の進行に伴い介護需要が高まる中、県内の外国人介護職員は年々増加している。今後の介護需要等を踏まえると、外国人介護職員のニーズは高まるが見込まれることから、本事業では、世界最大の人口を有するインドからの人材と県内介護事業所とのマッチングを支援し、新たな外国人介護職員の確保を図る。

### 第3 事業方針

- ・県内の求人事業所とインド現地の求職者とがマッチングする機会を支援する「オンライン面接」を開催すること。
- ・求人事業所には、外国人材を初めて採用する事業所もあることから、関係法令の遵守、異文化理解（宗教や文化習慣の尊重・配慮）、外国人材の在留資格、求人票やキャリアプランの作成、面接時の適切な質問項目、内定者の在留資格申請やビザ取得手続、航空券の予約から入国前後の手続等を説明した上で、随時相談に応じ、事業所側の理解を促すこと。

### 第4 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

第5 事業内容等

時期	実施事項	提案事項
7月～	<p>○<u>オンライン面接の求人事業所の募集</u></p> <p>○<u>オンライン面接の現地求職者等の募集</u>                      現地求職者の専攻や日本語能力を確認し、                      求人に近い人材を参加事業所に提供する</p>	<p>①オンライン面接の求人事業所の募集方法</p> <p>②オンライン面接の現地求職者等の募集方法</p> <p>③内定者数を増やすための事前調整の実施方法</p>
随時	<p>○<u>オンライン面接を開催</u></p> <p>○<u>途中経過報告</u></p>	④オンライン面接の開催方法及び内容
～3月	<p>○<u>内定状況報告</u>                      求人事業所に対する個別の内定状況（不採用や辞退の場合はその理由）の確認</p> <p>○<u>面接会参加後の支援</u>                      ・介護事業所が内定者を決定するにあたり、再度オンラインによる最終選考を実施する場合の求職者との調整                      ・内定者と連絡つかない事業所のフォロー</p>	<p>⑤オンライン面接会以降のフォロー</p> <p>（☆内定後のフォローアップについて提案(経費等について)がある場合、提案する）</p>
契約～3月	<p>○受託者の体制</p> <p>○成果報酬金額</p>	<p>⑥業務遂行できる実施体制</p> <p>⑦適切な経費計算</p>

第6 事業対象経費

区分	業務詳細
①人材の情報収集のための経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地活動費（渡航費、通訳費など）</li> <li>・広報宣伝業務（現地人材向け）</li> <li>・人材リクルーティング業務</li> <li>・スクリーニング業務</li> <li>・現地側の事業管理業務 等</li> </ul>
②介護施設に関する情報収集に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設情報収集業務</li> <li>・広報宣伝業務（施設向け）</li> <li>・国内側の事業管理業務 等</li> </ul>
③人材に介護施設の情報を提供するための経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募人材募集業務</li> <li>・採用面接等実施業務 等</li> </ul>
④その他マッチング支援に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地教育費（日本語・試験対策）</li> <li>・人材管理業務</li> <li>・事業管理業務 等</li> </ul>

※対象外経費

- (1) 当該契約前に、着手している業務に係る経費
- (2) 内定から入国及び入国後までに発生する経費

(例)

- ・ビザ申請費用
- ・初期費用（入国前支援、支援計画作成、入国後生活ガイダンス、渡航費、国内移動費、入国時対応費用、現地健康診断料など）
- ・日本語研修費用

## 第8 事業実施体制

- ・事業の円滑化のため事業全体の運営体制、緊急時の対応を決定し、委託者に報告するとともに、常にこの体制が機能するように努めること
- ・業務委託の統括や委託者との連絡、事務調整を行う統括責任者を1人配置すること
- ・やむを得ない事情により体制が変更となった場合には、速やかに書面で委託者に報告すること
- ・毎月、委託者へ進捗状況の報告を行うとともに、随時必要な指示を受けること
- ・委託業務終了後、速やかに活動報告及び活動実績を取りまとめて委託者に報告すること
- ・受託者は、当業務と併せて委託業務以外の営業行為を行ってはならない。
- ・受託者は必要に応じて業務の一部を再委託できるものとするが、その場合は、事前に県と協議し同意を得ること。
- ・当該事業の実施や運営において、委託者及び参加事業所が、日本国内や開催国の法令に違反することがないように事前に調査し、対応しておくこと
- ・個人情報の取扱いについて、関係法令を順守し、適正に取り扱うこと
- ・関係団体等と連携し効果的・効率的に業務を行うこと

## 第9 委託契約額の支払い

- (1) 委託費の上限は、6,000千円（税込）とする。
- (2) 委託費は、内定までに要した経費のうち、内定1件につき200千円（税込）を限度とする。
- (3) 受託者は、前号に定める額と同額を事業所から徴することができる。また、内定から入国までにかかる費用についても別途事業所から徴することができる。（この場合、あらかじめ受託者及び事業所間で覚書を交わすこととする。）

## 第10 その他

- (1) 受入機関（介護事業所）と就労希望者の雇用契約の締結にあたり、介護事業所が別の登録支援機関を希望した場合は、登録支援機関の切り替えを妨げないものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項が発生した際は、必ず委託者に対応方法を確認するとともに、疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方で協議して対応するものとする。

(別紙2)

静岡県外国人介護人材マッチング支援事業業務委託企画提案の評価基準

企画提案の審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

評価項目	評価基準
企画構成力 (25点)	①オンライン面接の求人事業所の募集方法について、効果的な提案がなされているか。 ②オンライン面接の現地求職者等の募集方法について、効果的な提案がなされているか。 ③内定者数を増やすための事前調整の実施方法について、効果的な提案がなされているか。 ④オンライン面接の開催方法及び内容について、効果的な提案がなされているか。 ⑤オンライン面接以降のフォロー体制について、効果的な提案がなされているか。
事業実施体制 (10点)	①当該委託業務に類似する業務の実施に関するノウハウ、実績を有しているか。 ②当該業務を適切に遂行できる実施体制になっているか。
経費積算 (5点)	①提案された事業費の見積りが適切になされているか。
その他特筆すべき事項 (5点)	①内定後における外国人介護人材の定着や活用を促進する独自の施策、サポート体制等の有無及び内容(当該経費の妥当性含む。)